1420
5.3.13

福県医発第3355号（地）
令和５年３月11日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

行橋市子ども医療費支給制度における助成対象年齢の拡大について

今般、行橋市における子ども医療費の助成対象年齢について、下記のとおり18歳までに拡大される旨、同市より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

	令和５年３月31日まで		令和５年４月１日から
医療証の色	黄色		うぐいす色
対象年齢	０歳～15歳		**０歳～18歳**
所得制限	なし		なし
自己負担	３歳未満：なし ３歳～15歳 入院：500円／日 （月７日上限） 通院：600円／月 （上限）		３歳未満：なし **３歳～18歳** 入院：500円／日 （月７日上限） 通院：600円／月 （上限）

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

4行福子第2586-1号
令和5年3月3日

公益社団法人　福岡県医師会
会長　　蓮澤　浩明　殿

行橋市長　工藤　政宏
（子ども支援課　児童家庭係）

子ども医療費支給制度における助成対象年齢の拡大について（依頼）

日頃より本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市における子ども医療費の助成対象年齢につきまして、これまでは0歳から15歳の年度末までの子どもを対象としておりましたが、本年4月1日より入院・通院ともに18歳の年度末までの子どもまで拡大することといたしました。

つきましては、本事業の円滑な実施並びに県内各医師会の皆様への周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、京都医師会へは別途通知をしております。

＜連絡先＞
〒824－8601
行橋市中央1－1－1
福祉部　子ども支援課　児童家庭係
担当：上原・川越
電話：0930-25-1111（内線1180、1181）

「公印省略」

4行福子第2586-6号
令和5年3月3日

各医療機関　殿

行橋市長　工藤　政宏
（子ども支援課　児童家庭係）

子ども医療費支給制度における助成対象年齢の拡大について（依頼）

日頃より本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市における子ども医療費の助成対象年齢につきまして、これまでは0歳から15歳の年度末までの子どもを対象としておりましたが、本年4月1日より入院・通院ともに18歳の年度末までの子どもまで拡大することといたしました。

それに伴い、子ども医療証を別紙のとおりうぐいす色へ変更します。

つきましては、本事業の円滑な実施にご協力賜りますようお願い申し上げます。

＜連絡先＞
〒824－8601
行橋市中央1－1－1
福祉部　子ども支援課　児童家庭係
担当：上原・川越
電話：0930-25-1111（内線1180、1181）

令和５年４月から
行橋市の子ども医療費の助成を
１８歳までに拡大します！

医療証の色が変わります！

新しい医療証はうぐいす色です

令和5年3月31日まで

令和5年4月1日から

	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から
対象年齢	0歳～15歳※1	0歳～18歳※2
所得制限	なし	
自己負担	3歳未満：なし 3歳～15歳※1： 入院：　500円/日（月7日上限） 通院：　600円/月（上限）	3歳未満：なし 3歳～18歳※2： 入院：　500円/日（月7日上限） 通院：　600円/月（上限）

※1　15歳に達する日以後の最初の3月31日まで
※2　18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

詳細についてはこちら

行橋市　子ども支援課　児童家庭係
TEL：0930-25-1111（内線1181、1182）
8：30～17：00（土日・祝日を除く）